

企業等との防災協定(和歌山県)

令和4年11月1日現在

協定内容	団体名	締結年月日	担当課	協定名称	県負担	備考
防災広報・共同訓練・物資調達・帰宅困難者支援	(株)ローソン	H16.2.20	防災企画課	防災関係の協働事業に関する協定	○	包括協定 同日
	(株)セブン-イレブン・ジャパン	H17.3.26	防災企画課	防災関係の協働事業に関する協定	○	包括協定 同日
	(株)ファミリーマート	H22.6.25	防災企画課	防災関係の協働事業に関する協定	○	包括協定 H22.10.26
	JAグループ和歌山・和歌山県農業協同組合中央会	H19.1.23	経営支援課	防災関係の協働事業に関する協定	○	
災害時の情報発信	ヤフー株式会社	H24.4.2	防災企画課	災害発生時等における情報発信等に関する協定	-	
	Google Ireland Limited	H25.7.1	防災企画課	防災への取り組みに関する協定書	-	
帰宅困難者支援・優先給油	和歌山県石油商業組合	H21.2.16	防災企画課	大規模災害等発生時における支援等に関する協定	○	
燃料供給に関する情報共有	石油連盟	H25.2.1	危機管理・消防課	災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書	-	
燃料の供給	(一社)和歌山県LPガス協会	H25.5.31	危機管理・消防課	災害時におけるLPガス供給に関する協定	○	
災害救援物資調達	(株)オークワ	H14.1.4	福祉保健総務課	災害救助物資の調達に関する協定	○	
	(株)松源	H14.1.4	福祉保健総務課	災害救助物資の調達に関する協定	○	
	わかやま市民生活協同組合 和歌山県生活協同組合連合会	H14.1.4	福祉保健総務課	災害救助物資の調達に関する協定	○	
	コカ・コーラウェスト(株)	H18.8.7	福祉保健総務課	災害救助物資の調達に関する協定	-	引渡費用:○
	NPO法人コメリ災害対策センター	H18.8.10	福祉保健総務課	災害救助物資の調達に関する協定	○	
	コーナン商事(株)	H18.8.30	福祉保健総務課	災害救助物資の調達に関する協定	○	
	サントリーフーズ(株)	H19.7.1	福祉保健総務課	災害救助物資の調達に関する協定	○	
	和歌山県製薬協会	H20.3.17	薬務課	災害救助物資の調達に関する協定	○	
	トーヨーライス(株)	H23.11.15	果樹園芸課	災害救助用精米の供給等の協力に関する協定	○	
	和歌山米穀(株)	H23.11.15	果樹園芸課	災害救助用精米の供給等の協力に関する協定	○	
	和歌山県農業協同組合連合会	H23.12.1	果樹園芸課	災害救助用精米の供給等の協力に関する協定	○	
	和歌山県医薬品卸組合	H20.3.25	薬務課	災害時医薬品等の供給に関する協定	○	
	(一社)日本産業・医療ガス協会 近畿地域本部和歌山県支部	H21.12.24	薬務課	災害時医薬品等の供給に関する協定	○	
	(一社)大阪医療機器協会	H28.6.6	薬務課	災害時医療機器等の供給に関する協定	○	
	和歌山県医薬品卸組合	H21.4.1	薬務課	大規模災害時に対応する医薬品の流通備蓄に関する協定	-	
	近畿臨床検査薬卸連合会	H25.5.13	薬務課	大規模災害時における臨床検査薬等の供給に関する協定書	○	
	(株)ココカラファイン ヘルスケア	H26.1.27	薬務課	災害救助物資の調達に関する協定書	○	
	近畿歯科用品商協同組合和歌山県支部	R3.7.13	薬務課	大規模災害時における歯科に係る医薬品等の供給に関する協定書	○	
	イオンリテール(株)近畿カンパニー	H26.3.16	福祉保健総務課	災害救助物資の調達に関する協定書	○	
	(株)廣甚	H26.8.1	福祉保健総務課	災害救助物資の調達に関する協定書	○	
	西日本段ボール工業組合	H29.2.9	福祉保健総務課	災害時における段ボール製品の調達に関する協定	○	市町村:○
	(株)ジュンテンドー	H31.4.1	福祉保健総務課	災害救助物資の調達に関する協定書	○	
	(株)アクティオ	H25.2.18	福祉保健総務課	災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定	○	
	(株)キナン	H26.12.12	福祉保健総務課	災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定	○	
	和歌山県レンタカー協会	H28.3.16	災害対策課	災害時における車両の供給に関する協定	○	

企業等との防災協定(和歌山県)

令和4年11月1日現在

協定内容	団体名	締結年月日	担当課	協定名称	県負担	備考
資機材の調達	(一社)日本建設業連合会関西支部(その他国府県市)	H29.2.20	技術調査課	災害時における災害応急対策業務及び建設資材調達に関する包括的協定書	○	
	(一社)和歌山県建設業協会	H31.3.5	県警本部警備課	災害発生時における建設資機材等の提供に関する協定	○	
	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市、関西広域連合、トヨタL&F近畿株式会社、トヨタL&F兵庫株式会社、トヨタL&F奈良株式会社、トヨタL&F和歌山株式会社、トヨタL&F岡山株式会社、トヨタL&F徳島株式会社	R2.3.19	福祉保健総務課	大規模広域災害時におけるフォークリフトの提供に関する協定	○	
在庫備蓄(とことん式)	(社)和歌山県福祉事業団	H24.10.18	福祉保健総務課	社会福祉施設等を活用した在庫備蓄に関する協定	○	初期投資のみ負担。ランニングコストは団体負担。
	(社)和歌山つくし会	H24.11.14	福祉保健総務課	社会福祉施設等を活用した在庫備蓄に関する協定	○	
	(社)しんせい会	H24.12.5	福祉保健総務課	社会福祉施設等を活用した在庫備蓄に関する協定	○	
	(社)こじかの会	H24.12.5	福祉保健総務課	社会福祉施設等を活用した在庫備蓄に関する協定	○	
食材供給及び調理協力	(一社)和歌山県調理師会、和歌山県中小企業団体中央会、(公社)日本調理師会	R3.3.24	防災企画課	大規模災害時における食材等の供給及び避難所における調理協力に関する協定書	○	
調理場所の提供	和歌山県町村会、すさみ町	R3.9.3	防災企画課	災害時における災害復興トレーラー利用等に関する協定	-	
駐車場・施設等のスペース利用	県遊技業(パチンコ)組合	H17.4.27	防災企画課	災害支援等の協力に関する協定	-	
	西日本電信電話株式会社和歌山支店(NTT西日本和歌山支店)	H20.6.30	防災企画課	大規模災害発生時等における協力に関する協定	-	
	株式会社NTTドコモ関西支社	R2.7.3	情報政策課	大規模災害発生時における後方支援活動拠点の使用に関する覚書	-	
	ソフトバンク株式会社	R2.9.14	情報政策課	大規模災害発生時における後方支援活動拠点の使用に関する覚書	-	
災害時し尿処理	和歌山県清掃連合会	H24.12.5	下水道課	災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定	-	
	(一社)和歌山県一般廃棄物協会	H25.11.22	下水道課	災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定	-	市町村:○
救援物資・人員等の輸送	(社)和歌山県トラック協会	H24.4.1	福祉保健総務課	緊急・救援輸送に関する協定	○	
	南海フェリー(株)	H16.9.27	総合交通政策課	船舶による災害時の輸送等に関する基本協定	○	
	(公社)和歌山県バス協会	H23.11.28	総合交通政策課	緊急・救援輸送に関する協定	○	
	(一社)和歌山県タクシー協会	H30.6.18	総合交通政策課	緊急・救援輸送に関する協定	○	
	(一社)和歌山県ハイヤー・タクシー協会	H30.6.18	総合交通政策課	緊急・救援輸送に関する協定	○	
	和歌山県個人タクシー協同組合	H30.6.18	総合交通政策課	緊急・救援輸送に関する協定	○	
	和歌山県漁業協同組合連合会	H17.12.16	資源管理課	漁船による大規模災害時の緊急輸送活動の協力に関する協定	○	
	和歌山県水難救済会 海上保安部(和歌山・田辺)	H27.2.20	資源管理課	船舶による輸送等災害応急対策に関する協定	○	
救援物資の保管	和歌山県倉庫協会	H22.3.25	福祉保健総務課	災害時における救援物資の保管等に関する協定	○	
	和歌山県医薬品卸組合	H29.1.31	薬務課	大規模災害時における医薬品等の保管等に関する協定	○	
応急仮設住宅建設	(一社)プレハブ建築協会	H8.11.1	建築住宅課	災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定	○	
	和歌山県応急木造仮設住宅建設協議会	H30.5.9	建築住宅課	災害時における木造の応急仮設住宅の建設に関する協定	○	

企業等との防災協定(和歌山県)

令和4年11月1日現在

協定内容	団体名	締結年月日	担当課	協定名称	県負担	備考
障害物除去・公共施設応急復旧	(社)和歌山県建設業協会	H24.3.19	技術調査課	大規模災害時における応急対策業務に関する協定	○	
	(一社)関西地質調査業協会	H27.3.19	技術調査課	大規模災害時における応急対策業務に関する協定	○	
	(社)和歌山県測量設計業協会	H17.4.25	技術調査課	大規模災害時における被害状況調査等の応援協力に関する協定	-	
	(社)和歌山県空調衛生工業協会	H19.12.25	公共建築課	大規模災害時における応急対策業務に関する協定	○	
	(社)和歌山電業協会	H19.12.25	公共建築課	大規模災害時における応急対策業務に関する協定	○	
	(社)和歌山県営繕協会	H20.12.25	公共建築課	大規模災害時における応急対策業務に関する協定	○	
	(社)和歌山県建築士事務所協会	H24.2.20	公共建築課	大規模災害時における応急対策業務に関する協定	○	
	(社)和歌山県警備業協会	H11.11.2	県警本部生活安全企画課	災害時における緊急輸送路及び地域安全確保等の業務に関する協定	○	
	(社)和歌山県自動車整備振興会	H22.1.13	道路保全課	大規模災害発生時における災害応急対策業務に関する協定	-	
	(社)日本橋梁建設協会	H24.7.18	道路保全課	大規模災害時における応急対策業務に関する協定	△	協会会員との契約時に要協議
	(社)プレストレスト・コンクリート建設業協会関西支部	H24.8.7	道路保全課	大規模災害時における応急対策業務に関する協定	△	
和歌山県塗装工業協同組合	H26.8.1	管財課	大規模災害時における応急対策業務に関する協定	-	汚泥対策	
災害時放送要請	マスコミ関係 10社(新聞、通信各社)	H9.3.5	広報課	災害時等における報道要請に関する協定	-	
	マスコミ関係 3社(放送事業者)	S55.11.27等	広報課	災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定書	-	
	マスコミ関係 8社(放送事業者)	H9.4.1等	広報課	災害時における放送要請に関する協定書	-	
	コミュニティFM 5社	H25.11.18	広報課	災害時における放送要請に関する協定書	-	
災害時捜索活動	NPO法人日本レスキュー協会	R3.3.31	防災企画課	大規模災害等発生時における災害救助犬に関する協定	○	
	NPO法人和歌山災害救助犬協会	H21.1.15	防災企画課	大規模災害等発生時における災害救助犬に関する協定	○	R3.3.31に変更協定
災害時医療救護	日本赤十字社県支部	S59.4.1	福祉保健総務課	災害救助に関する業務委託契約	○	
	(社)和歌山県医師会	H23.3.18	医務課	災害時の医療救護についての協定	○	
	県内災害拠点病院、支援病院 計23病院	H23.3.18等	医務課	災害時の医療救護についての協定	○	
	(一社)和歌山県薬剤師会	H29.3.14	薬務課	災害時の医療救護活動等に関する協定	○	
	和歌山DMAT指定病院 計11病院	H22.2.26等	医務課	和歌山DMATの派遣に関する協定	○	
	公益社団法人和歌山県看護協会	H24.4.1	医務課	災害時の医療救護班の派遣に関する協定	○	
	県内災害拠点病院 計8病院	H24.4.1	薬務課	災害対策用医薬品の備蓄(保管管理)に関する協定	-	
	(公)和歌山県柔道整復師会	H26.12.24	医務課	災害時の医療救護についての協定	○	
	県内災害拠点病院2病院、支援病院13病院	H26.4.1	薬務課	災害対策用医薬品の備蓄(保管管理)に関する協定	-	
(一社)和歌山県歯科医師会	H31.2.21	医務課	災害時の歯科口腔保健に係る医療救護班の派遣についての協定書	-		
動物保護管理活動	(公社)和歌山県獣医師会	R3.12.1	食品・生活衛生課	大規模災害時における動物保護管理活動に関する協定	○	
避難所におけるはり又はきゅうの施術 避難所における健康指導	(一社)和歌山県鍼灸師会	R3.12.14	医務課	災害時におけるはり師及びきゅう師の業務提供に関する協定	-	
被災者住宅確保支援	(公社)和歌山県宅地建物取引業協会	H17.11.18	建築住宅課	災害時における賃貸住宅の媒介に関する協定	-	
	(公社)全日本不動産協会和歌山県本部	H18.3.27	建築住宅課	災害時における賃貸住宅の媒介に関する協定	-	

企業等との防災協定(和歌山県)

令和4年11月1日現在

協定内容	団体名	締結年月日	担当課	協定名称	県負担	備考
災害時の住家被害認定	(一社)和歌山県建築士会	H26.12.26	福祉保健総務課	災害時における住家の被害認定調査に関する協定	-	市町村:○
	(一社)和歌山県建築士事務所協会	H26.12.26	福祉保健総務課	災害時における住家の被害認定調査に関する協定	-	市町村:○
	(公社)日本建築家協会	H26.12.26	福祉保健総務課	災害時における住家の被害認定調査に関する協定	-	市町村:○
	(一社)和歌山県不動産鑑定士協会	H27.12.22	福祉保健総務課	災害時における住家の被害認定調査に関する協定	-	市町村:○
災害廃棄物の処理	(一社)和歌山県産業廃棄物協会	H18.7.26	循環型社会推進課	大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定	-	市町村:○
	県内産業廃棄物収集運搬許可業者のうち41社	H28.12.13	循環型社会推進課	大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定	-	
	(一社)和歌山県清掃連合会	H29.4.1	循環型社会推進課	大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定	-	
	(一社)和歌山県一般廃棄物協会	H29.4.1	循環型社会推進課	大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定	-	
災害時地域の安心確保 (要援護者受入)	(一社)和歌山県老人福祉施設協議会	H28.11.17	長寿社会課	災害時等における地域の安心の確保等に関する協定	-	
	和歌山県知的障害者施設協会	H24.12.21	障害福祉課	災害時等における地域の安心の確保等に関する協定	-	
	和歌山県療護施設連絡協議会	H24.12.21	障害福祉課	災害時等における地域の安心の確保等に関する協定	-	
	和歌山県児童福祉施設連絡協議会	H24.12.21	子ども未来課	災害時等における地域の安心の確保等に関する協定	-	
帰宅困難者支援・避難所衛生確保	和歌山県生活衛生団体協議会 (公財)和歌山県生活衛生営業指導センター	H26.9.1	食品・生活衛生課	大規模災害時における生活衛生団体による包括支援に関する協定書	-	
災害時等における相互協力	西日本高速道路株式会社 関西支社	H23.7.5	道路保全課	災害時等における相互協力に関する協定	○	
	(公社)土木学会関西支部	H27.5.13	県土整備総務課	災害時における調査等の相互協力に関する協定書	○	
	近畿地方整備局、近畿2府2県2政令市、港湾関係団体	H28.2.19	港湾空港振興課	大規模災害発生時における港湾の災害応急対策業務に関する広域支援体制の強化に係る協定	○	
	大塚製薬株式会社	H29.7.19	福祉保健総務課	和歌山県と大塚製薬株式会社との災害時における支援等に関する協定	-	
災害時等の住民等相談	和歌山県専門士業団体連絡協議会	H24.3.28	県民生活課	大規模災害等発生時における相談業務の支援に関する協定	-	
	和歌山県弁護士会	H30.12.26	県民生活課	災害発生時における法律相談業務等に関する協定書	-	
災害時の(下)水道施設復旧支援	和歌山県管工事協同組合連合会	H24.8.1	食品・生活衛生課	災害時における水道施設復旧作業の応急対策への協力に関する協定	-	市町村:○
	日本下水道事業団	H28.10.1	下水道課	和歌山県・日本下水道事業団災害支援協定	○	
	(公社)日本下水道管路管理業協会	R2.11.5	下水道課	災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定	○	市町村:○
災害時の停電復旧作業	関西電力株式会社	H31.4.4	災害対策課 道路保全課	災害時における停電復旧作業の連携等に関する協定	-	
災害時の通信障害復旧作業	西日本電信電話株式会社(NTT西日本)	H31.4.4	情報政策課 道路保全課	災害時における通信障害復旧作業の連携等に関する協定	-	
被災者住宅復興等支援	(独)住宅金融支援機構	H27.2.16	建築住宅課	災害時における被災住宅の早期復興支援に関する協定	○	
災害時の通信・情報利用	(独)宇宙航空研究開発機構(JAXA)	H21.3.24	河川課	陸域観測技術衛星を用いた防災利用実証実験に関する協定	-	
		H24.7.30	防災企画課	JAXA超高速インターネット衛星「きずな」を用いた防災利用実証実験協定	○	

企業等との防災協定(和歌山県)

令和4年11月1日現在

協定内容	団体名	締結年月日	担当課	協定名称	県負担	備考
災害時の電力供給	(株)三菱自動車、(株)和歌山三菱	R1.11.19	災害対策課	災害時における電動車両等に関する協定	-	市町村:○
	日産自動車(株)、日産プリンス和歌山販売(株)、和歌山日産自動車(株)	R2.2.14	災害対策課	災害時における電気自動車からの電力供給の協力に関する協定	-	市町村:○
	和歌山トヨタ自動車株式会社、和歌山トヨペット株式会社、トヨタカローラ和歌山株式会社、ネットヨタ和歌山株式会社、トヨタモビリティパーツ株式会社和歌山支社	R3.2.3	災害対策課	災害時の避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力に関する協定書	○	
	損害保険ジャパン株式会社	R3.6.14	災害対策課	災害時における電動車両等の貸与に関する覚書	○	
洪水被害の低減	関西電力株式会社	H24.5.29	河川課	緊急時におけるダム利水容量の有効活用に関する協定(県営ダム)	○	
	関西電力株式会社	H24.5.29	河川課	緊急時における殿山ダムの有効活用に関する協定	○	
	国土交通省近畿地方整備局和歌山河川国道事務所長、国土交通省近畿地方整備局紀の川ダム統合管理事務所長、農林水産省近畿農政局南近畿土地改良調査管理事務所長、奈良県水道局長、奈良県吉野土木事務所長、奈良県五條土木事務所長、和歌山市公営企業管理者、橋本市長、五條市水道事業管理者五條市長、大淀町長、吉野町長、電源開発株式会社水力発電部西日本支店長、関西電力株式会社水力事業本部水力部長(近畿)、五條吉野基幹水利施設管理協議会会長、山田ダム土地改良区理事長	R2.5.29	河川課	紀の川水系治水協定	-	
	国土交通省近畿地方整備局紀南河川国道事務所長、国土交通省近畿地方整備局紀の川ダム統合管理事務所長、奈良県吉野土木事務所長、奈良県五條土木事務所長、三重県県土整備部長、関西電力株式会社水力事業本部水力部長(近畿)、電源開発株式会社水力発電部西日本支店長	R2.5.29	河川課	新宮川水系治水協定	-	
	農林水産省近畿農政局南近畿土地改良調査管理事務所長、南紀用水土地改良区理事長	R3.4.28	河川課	緊急時における島ノ瀬ダムの有効活用に関する協定書	○	
遺体の取扱い(避難者支援)	全日本葬業協同組合連合会/きのくに葬業協同組合	H25.1.22	食品・生活衛生課	大規模災害時等における葬祭用品の供給及び遺体の処理等に関する協定	○	
	(社)全日本冠婚葬祭互助協会	H25.1.22	食品・生活衛生課	大規模災害時等における協力に関する協定書	○	
	(一社)全国霊柩自動車協会	H25.1.22	食品・生活衛生課	広域火葬時における霊柩自動車輸送の協力に関する協定	○	
避難者支援	和歌山県旅館ホテル生活衛生同業組合	H27.6.15	観光振興課	災害時における避難者の受入れに関する協定	△	別途覚書を締結
防災教育・啓発活動	日本ボーイスカウト和歌山連盟	H26.5.24	青少年・男女共同参画課	地域防災力を高めるための取組に関する協定	-	
防災意識の向上・災害時の防犯意識向上・交通安全・防犯対策	総合警備保障株式会社	R4.6.17	防災企画課	和歌山県と総合警備保障株式会社との包括的連携に関する協定書	-	包括協定

国、地方公共団体間の防災協定(和歌山県)

令和4年11月1日現在

協定内容	団体名	提携年月日	担当課	協定名称	県負担	備考
駐車場・施設等のスペース利用	九度山町	H28.10.3	下水道課	災害時における仮設沈殿池築造に伴う入郷児童公園の使用等に関する協定	-	
	串本町	H24.12.25	青少年・男女共同参画課	災害時における避難所等施設利用に関する協定書	-	
	県警かつらぎ署	H30.12.25	青少年・男女共同参画課	大規模災害発生時における災害警備本部指揮所提供に関する覚書	-	
災害時等における相互協力	三重県、奈良県	H8.8.2	災害対策課	紀伊半島三県災害等相互応援に関する協定	○	
	近畿地方整備局、近畿地方整備局管内2府5県	H17.6.14	河川課	災害時の応援に関する申し合わせ	○	
	福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、関西広域連合	H24.10.25	危機管理・消防課	近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定	○	
ヘリコプターの運航	福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、関西広域連合	H25.3.5	災害対策課	災害等緊急時におけるヘリコプターの運航に関する協定	○	
	徳島県	R1.9.1	災害対策課	消防防災ヘリコプター運航不能期間等における相互応援協定	-	
災害時の通信・情報利用	国土交通省国土地理院	H24.12.4	情報政策課 県土整備総務課	地理空間情報の活用促進のための協力に関する協定	-	
洪水被害の低減	印南町	R3.4.28	河川課	緊急時における切目川ダム利水容量の有効活用に関する協定書	○	

## 防災関係の協働事業に関する協定

和歌山県（以下「甲」という。）とＪＡグループ和歌山 和歌山県農業協同組合中央会（以下「乙」という。）とは、和歌山県域における災害対策に関する地域協働事業の実施について、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 甲及び乙は、地域住民の災害からの安全確保に資するため、乙が乙の会員である農業協同組合等（以下「ＪＡ」という。）に対し協力を要請して、地域防災活動に関する協働事業を実施するものとする。

### （防災啓発事業）

第2条 甲及び乙は、地域住民の防災意識の啓発を行うため、次の事業を協力して実施するものとする。

- (1) 甲が乙及びＪＡへ災害啓発用看板等の設置場所の提供を依頼したときは、甲乙協議の上、乙は住民への防災情報の提供に協力すること。
- (2) 甲が甲又はＪＡの所在する市町村が実施する防災訓練、防災講演会等の防災に関するイベントについての広報を乙へ依頼したときは、甲乙協議の上、乙は協力すること。
- (3) 乙及びＪＡは、必要と認める場合には、甲又はＪＡの所在する市町村が実施する防災訓練に参加すること。

### （災害応急対策事業）

第3条 甲及び乙は、災害時の的確な災害応急対策を実施するため、次の事業を行うものとする。

- (1) 乙は、災害によりＪＡの所在する地域のＮＴＴ回線が断絶又は通信困難な状況に陥った場合には、ＪＡの来所（店）者に対し、ＮＴＴ伝言ダイヤルの周知を行うものとする。
- (2) 乙は、災害発生時に、ＪＡにおいて、帰宅困難者等に対し、災害情報の提供及び支援を可能な範囲で行うものとする。
- (3) 災害発生時に甲及び乙が収集した災害情報は、提供すべき内容について協議の上、それぞれが住民に提供するものとする。
- (4) 乙は、ＪＡの所在する地域における災害情報を把握し、当該情報を甲に提供するように努めるものとする。

### （救援物資の調達）

第4条 甲は、県域における大規模災害の発生により物資が不足し、物資を確保する必要があると認めるときは、乙に対し、物資の調達を要請できるものとし、乙は、乙が調達可能な範囲において、当該要請のあった物資の調達を行うものとする。

- (1) 調達を要請できる物資は、食料品、飲料水、日用品、応急資材及び各種道具類等とする。

- (2) 調達の要請は、原則として別記第1号様式によるものとする。ただし、その暇がないときは口頭によることができるものとし、その後速やかに別記第1号様式の文書を交付するものとする。
- (3) 物資の取引価格は、災害発生時直前の価格によるものとし、甲は乙と協議の上、物資の引渡し後速やかに、乙に代金を支払うものとする。
- (4) 物資の引渡場所は、甲の調達要請時に甲乙協議して定めるものとし、甲は、当該場所へ職員を派遣して物資を確認の上、引き取るものとする。
- (5) 乙は物資を納品した場合、速やかに別記第2号様式により報告するものとする。

(防災訓練及び教育)

第5条 甲及び乙は、第2条から前条までに定める事業を適切に判断し、実施できるよう相互に協力するとともに、乙は乙の職員に対し、防災訓練及び防災教育を実施し、災害発生時の的確な対応に努めるものとする。

(乙への支援)

第6条 甲は、乙の災害対策の地域貢献活動を支援するため、乙に対し、日常から可能な範囲で所要の支援を行うとともに、災害時には甲の得た災害情報の提供に努めるものとする。

(甲乙の連携)

第7条 甲及び乙は、地域防災活動に関する協働事業が的確かつ効果的に行われるよう、日常から情報交換に努めるものとする。

(協定の細目)

第8条 第2条から第4条までに定める事業を確実に実施するため、甲及び乙は、担当者及び連絡先等に関する情報について、相互に確認するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、甲又は乙が書面をもって、協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各自その1通を所持する。

平成19年1月23日

甲 和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

乙 和歌山県和歌山市美園町5丁目1-1

J Aグループ和歌山・和歌山県農業協同組合中央会  
会 長 中 畔 達 夫



## 大規模災害時における応急対策業務に関する協定書

和歌山県（以下「甲」という。）と社団法人和歌山県空調衛生工業協会（以下「乙」という。）とは、地震、風水害、その他の大規模な災害（以下「大規模災害」という。）により、甲が所有する施設の空調設備及び衛生設備等が損傷した場合における機能復旧対策業務（以下「業務」という。）の乙の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

### （業務の内容）

第1条 この協定に基づく業務は、次の業務とし、二次災害の防止及び機能回復のための必要かつ最小限の作業とする。

- （1）損傷箇所及び機能不良箇所（以下「損傷箇所等」という。）の復旧等を行うための技術者の派遣
- （2）資機材の搬入及び稼働
- （3）損傷箇所等の調査、点検及び応急的な復旧作業
- （4）その他甲が必要と認める緊急的な作業

### （対象施設）

第2条 この協定の対象となる県有施設は、次のとおりとする。

- （1）災害時に対策本部等が設置される庁舎
- （2）県立病院
- （3）県立学校
- （4）その他甲が必要と認めた施設

### （協力の要請）

第3条 甲は、大規模災害時において、乙の会員が所有する資機材及び技術者の協力が必要と認めるときは、乙に対して、次に掲げる事項を記載した要請書（別記第1号様式）により業務の協力を要請するものとする。ただし、文書をもって要請することが困難な場合は、口頭で要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- （1）災害の状況及び業務の内容
- （2）復旧業務にかかる応援を必要とする日時、期間及び場所
- （3）現地連絡責任者
- （4）その他必要な事項

2 前項の大規模災害時とは、震度6弱以上の地震、風水害、その他の大規模な災害が発生した場合等で、和歌山県災害対策本部が設置された場合とする。

### （協力の実施）

第4条 乙は、甲から前条の規定による要請があったときは、直ちに業務を実施する乙の会員（以下「実施会員」という。）を決定の上、業務の実施体制を組織し、次に掲げる

事項を記載した受諾書（別記第2号様式）により甲に回答するものとする。ただし文書をもって提出することが困難な場合は、口頭で回答し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 実施会員名
- (2) 使用する車両の台数、車種及び車両番号、人員等
- (3) 日時、場所及び期間
- (4) その他必要な事項

2 実施会員は、速やかに現地連絡責任者と協議の上、業務を実施するものとする。

#### （業務報告）

第5条 実施会員は、前条の規定に基づく業務が完了したときは、速やかに機能復旧対策業務実施報告書（別記第3号様式）に作業内容（着手前、作業中、完成後、使用した機材等）が判別できる写真を添付し、現地連絡責任者又はその補助者（以下「現地連絡責任者等」という。）に提出するものとする。ただし、文書をもって提出することが困難な場合は、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

2 現地連絡責任者等は、実施会員が業務を実施した場合、速やかに業務の内容を精査するものとする。

#### （経費の負担）

第6条 乙は、甲の要請による業務のために乙が使用した資機材等に要する費用を甲に請求することができるものとし、甲は、甲が認める費用を負担するものとする。

2 前項の甲が認める費用とは、材料費、労務費、光熱水費、機械経費、運搬費を積み上げたものとし、前条に規定する報告書に基づき、甲が、災害発生前の甲の基準により積算した額とする。ただし、甲が要請した業務の範囲を超える部分及び甲が実施を確認できない部分を除くことができるものとする。

#### （損害による必要経費の負担等）

第7条 甲の要請による業務の実施により甲又は乙に生じた損害の負担は、甲、乙協議して定めるものとする。

#### （第三者に及ぼした損害）

第8条 甲の要請により乙が実施する業務に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、乙の責めに帰すべき事由を除き、甲乙協議してその賠償に当たるものとする。

#### （災害補償）

第9条 この協定に基づいて業務に従事した者が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。

(乙等の責務)

第10条 実施会員は、業務に従事する者に、危険が伴う業務であることを十分認識させ、事故防止に細心の注意を払わなければならない。

2 実施会員は、補償保険制度などの活用を図る等により、第7条から前条までに規定する損害その他の不測の事態に備えなければならない。

(連絡責任者)

第11条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては県土整備部都市住宅局公共建築課長とし、乙においては役員のうち乙が指名した者とする。

(情報の交換)

第12条 甲及び乙は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう、相互に情報の交換を行うものとする。

2 乙は、諸活動中に覚知した被害情報等を積極的に甲に提供するものとする。

(協議)

第13条 この協定の円滑な実施のために必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保管する。

平成19年12月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山市広道20番地  
社団法人和歌山県空調衛生工業協会

会 長 小 向 俊 和

## 「大規模災害時における応急対策業務に関する協定書」 に基づく確認書

この確認書は、和歌山県（以下「甲」という。）と社団法人和歌山県空調衛生工業協会が平成19年12月25日に締結した「大規模災害時における応急対策業務に関する協定書」（以下「協定書」という。）に基づく業務を迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

### 第1 甲の要請

甲の要請の事務は、各施設管理者の求めに基づき、公共建築課長が行うことを原則とする。

### 第2 乙の業務等

- (1) 乙は、協定書及びこの確認書の趣旨と各規定について会員に周知を図ったうえで、協定に賛同する会員の同意書（別紙様式1）の写しと同意した会員（以下「賛同会員」という。）の名簿（別紙様式2）及び連絡体制表（別紙様式3）を甲に提出するものとする。
- (2) 前項の連絡体制表は、賛同会員の所在地や編成人員等の機動力等を勘案して班を編制するとともに、それぞれの班長を定めた上で作成するものとする。
- (3) 乙は、この協定に賛同する会員に変動が生じた場合は、速やかにその旨を、第1号に規定する文書等（既に同意書を提出している会員の同意書の写しを除く。）を添えて甲に通知するものとする。
- (4) 乙は、連絡体制表を、毎年8月末日までに甲に提出するものとする。
- (5) 乙は、第4条に規定する実施会員を決定する際は、賛同会員の中から選定するものとする。
- (6) 甲は、通信手段の途絶等のため、乙への協力の要請が困難な場合は、第2項に定める班長等に直接要請することができるものとする。
- (7) 班長等は、前号の規定により、甲から直接要請を受けた場合は、協定書第4条第1項の規定に準じ、直ちに業務を実施する会員を決定のうえ、甲に回答するものとする。
- (8) 実施会員は、当日の作業後、業務の進捗状況等を現地連絡責任者等に報告するものとする。

### 第3 経費の負担

- (1) 甲は、協定書第5条第1項に規定する精査を行った後、必要に応じ実施会員の立ち会いを求め、検査を行うものとする。
- (2) 甲は、前号に定める検査の結果、適正と認めたとき（第3号に規定する場合を含む。）は、乙に額の確定通知（別紙様式4）及び内訳書（別紙様式5）を交付するものとする。

- (3) 甲は、実施会員の行った業務について、実施した内容が甲の要請した業務の内容を超え、協定書第3条の趣旨に反すると認定した部分、報告書による業務の内容が確認できない部分については、その部分を除いて額の確定を行うことができるものとする。
- (4) 乙は、第2号に定める額の確定通知に基づき、請求書を甲に提出するものとする。
- (5) 甲は前号に定める請求書の提出があったときは、乙に対し請求した費用を支払うものとする。

この確認を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保管する。

平成19年12月25日

和歌山県県土整備部都市住宅局公共建築課

課長 安川俊克

和歌山市広道20 第1田中ビル301  
社団法人和歌山県空調衛生工業協会

会長 小向俊和

## 大規模災害時における応急対策業務に関する協定書

和歌山県（以下「甲」という。）と社団法人和歌山電業協会（以下「乙」という。）とは、地震、風水害、その他の大規模な災害（以下「大規模災害」という。）により、甲が所有する施設の電気設備が損傷した場合における機能復旧対策業務（以下「業務」という。）の乙の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

### （業務の内容）

第1条 この協定に基づく業務は、次の業務とし、二次災害の防止及び機能回復のための必要かつ最小限の作業とする。

- （1）損傷箇所及び機能不良箇所（以下「損傷箇所等」という。）の復旧等を行うための技術者の派遣
- （2）資機材の搬入及び稼働
- （3）損傷箇所等の調査、点検及び応急的な復旧作業
- （4）その他甲が必要と認める緊急的な作業

### （対象施設）

第2条 この協定の対象となる県有施設は、次のとおりとする。

- （1）災害時に対策本部等が設置される庁舎
- （2）県立病院
- （3）県立学校
- （4）その他甲が必要と認めた施設

### （協力の要請）

第3条 甲は、大規模災害時において、乙の会員が所有する資機材及び技術者の協力が必要と認めるときは、乙に対して、次に掲げる事項を記載した要請書（別記第1号様式）により業務の協力を要請するものとする。ただし、文書をもって要請することが困難な場合は、口頭で要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- （1）災害の状況及び業務の内容
- （2）復旧業務にかかる応援を必要とする日時、期間及び場所
- （3）現地連絡責任者
- （4）その他必要な事項

2 前項の大規模災害時とは、震度6弱以上の地震、風水害、その他の大規模な災害が発生した場合等で、和歌山県災害対策本部が設置された場合とする。

### （協力の実施）

第4条 乙は、甲から前条の規定による要請があったときは、直ちに業務を実施する乙の会員（以下「実施会員」という。）を決定の上、業務の実施体制を組織し、次に掲げる

事項を記載した受諾書（別記第2号様式）により甲に回答するものとする。ただし文書をもって提出することが困難な場合は、口頭で回答し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 実施会員名
- (2) 使用する車両の台数、車種及び車両番号、人員等
- (3) 日時、場所及び期間
- (4) その他必要な事項

2 実施会員は、速やかに現地連絡責任者と協議の上、業務を実施するものとする。

#### （業務報告）

第5条 実施会員は、前条の規定に基づく業務が完了したときは、速やかに機能復旧対策業務実施報告書（別記第3号様式）に作業内容（着手前、作業中、完成後、使用した機材等）が判別できる写真を添付し、現地連絡責任者又はその補助者（以下「現地連絡責任者等」という。）に提出するものとする。ただし、文書をもって提出することが困難な場合は、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

2 現地連絡責任者等は、実施会員が業務を実施した場合、速やかに業務の内容を精査するものとする。

#### （経費の負担）

第6条 乙は、甲の要請による業務のために乙が使用した資機材等に要する費用を甲に請求することができるものとし、甲は、甲が認める費用を負担するものとする。

2 前項の甲が認める費用とは、材料費、労務費、光熱水費、機械経費、運搬費を積み上げたものとし、前条に規定する報告書に基づき、甲が、災害発生前の甲の基準により積算した額とする。ただし、甲が要請した業務の範囲を超える部分及び甲が実施を確認できない部分を除くことができるものとする。

#### （損害による必要経費の負担等）

第7条 甲の要請による業務の実施により甲又は乙に生じた損害の負担は、甲、乙協議して定めるものとする。

#### （第三者に及ぼした損害）

第8条 甲の要請により乙が実施する業務に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、乙の責めに帰すべき事由を除き、甲乙協議してその賠償に当たるものとする。

#### （災害補償）

第9条 この協定に基づいて業務に従事した者が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。

(乙等の責務)

第10条 実施会員は、業務に従事する者に、危険が伴う業務であることを十分認識させ、事故防止に細心の注意を払わなければならない。

2 実施会員は、補償保険制度などの活用を図る等により、第7条から前条までに規定する損害その他の不測の事態に備えなければならない。

(連絡責任者)

第11条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては県土整備部都市住宅局公共建築課長とし、乙においては役員のうち乙が指名した者とする。

(情報の交換)

第12条 甲及び乙は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう、相互に情報の交換を行うものとする。

2 乙は、諸活動中に覚知した被害情報等を積極的に甲に提供するものとする。

(協議)

第13条 この協定の円滑な実施のために必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保管する。

平成19年12月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山市岡山東36番地  
社団法人和歌山電業協会

会 長 小 林 逸 平



## 「大規模災害時における応急対策業務に関する協定書」 に基づく確認書

この確認書は、和歌山県（以下「甲」という。）と社団法人和歌山電業協会が平成19年12月25日に締結した「大規模災害時における応急対策業務に関する協定書」（以下「協定書」という。）に基づく業務を迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

### 第1 甲の要請

甲の要請の事務は、各施設管理者の求めに基づき、公共建築課長が行うことを原則とする。

### 第2 乙の業務等

- (1) 乙は、協定書及びこの確認書の趣旨と各規定について会員に周知を図ったうえで、協定に賛同する会員の同意書（別紙様式1）の写しと同意した会員（以下「賛同会員」という。）の名簿（別紙様式2）及び連絡体制表（別紙様式3）を甲に提出するものとする。
- (2) 前項の連絡体制表は、賛同会員の所在地や編成人員等の機動力等を勘案して班を編制するとともに、それぞれの班長を定めた上で作成するものとする。
- (3) 乙は、この協定に賛同する会員に変動が生じた場合は、速やかにその旨を、第1号に規定する文書等（既に同意書を提出している会員の同意書の写しを除く。）を添えて甲に通知するものとする。
- (4) 乙は、連絡体制表を、毎年8月末日までに甲に提出するものとする。
- (5) 乙は、第4条に規定する実施会員を決定する際は、賛同会員の中から選定するものとする。
- (6) 甲は、通信手段の途絶等のため、乙への協力の要請が困難な場合は、第2項に定める班長等に直接要請することができるものとする。
- (7) 班長等は、前号の規定により、甲から直接要請を受けた場合は、協定書第4条第1項の規定に準じ、直ちに業務を実施する会員を決定のうえ、甲に回答するものとする。
- (8) 実施会員は、当日の作業後、業務の進捗状況等を現地連絡責任者等に報告するものとする。

### 第3 経費の負担

- (1) 甲は、協定書第5条第1項に規定する精査を行った後、必要に応じ実施会員の立ち会いを求め、検査を行うものとする。
- (2) 甲は、前号に定める検査の結果、適正と認めたとき（第3号に規定する場合を含む。）は、乙に額の確定通知（別紙様式4）及び内訳書（別紙様式5）を交付するものとする。

- (3) 甲は、実施会員の行った業務について、実施した内容が甲の要請した業務の内容を超え、協定書第3条の趣旨に反すると認定した部分、報告書による業務の内容が確認できない部分については、その部分を除いて額の確定を行うことができるものとする。
- (4) 乙は、第2号に定める額の確定通知に基づき、請求書を甲に提出するものとする。
- (5) 甲は前号に定める請求書の提出があったときは、乙に対し請求した費用を支払うものとする。

この確認を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保管する。

平成19年12月25日

和歌山県県土整備部都市住宅局公共建築課

課長 安川俊克

和歌山市岡山丁36番地  
社団法人和歌山電業協会

会長 小林逸平

## 大規模災害時における応急対策業務に関する協定書

和歌山県（以下「甲」という。）と社団法人和歌山県営繕協会（以下「乙」という。）とは、地震、風水害その他の大規模な災害（以下「大規模災害」という。）により、甲が所有する施設が損傷した場合における機能復旧対策業務（以下「業務」という。）の乙の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（業務の内容）

第1条 この協定に基づく業務は、次の各号に掲げる業務とし、業務の内容は、二次災害の防止及び機能回復のための必要かつ最小限の作業とする。

- （1）損傷箇所及び機能不良箇所（以下「損傷箇所等」という。）の復旧等を行うための技術者の派遣
- （2）資機材の搬入及び稼働
- （3）損傷箇所等の調査、点検及び応急的な復旧作業
- （4）その他甲が必要と認める緊急的な作業

（対象施設）

第2条 この協定の対象となる県有施設は、次のとおりとする。

- （1）災害時に対策本部等が設置される庁舎
- （2）県立病院
- （3）県立学校
- （4）その他甲が必要と認めた施設

（協力の要請）

第3条 甲は、大規模災害時において、乙の会員が所有する資機材及び技術者の協力が必要と認めるときは、乙に対して、次に掲げる事項を記載した機能復旧対策業務協力要請書（別記第1号様式）により業務の協力を要請するものとする。ただし、文書をもって要請することが困難な場合は、口頭で要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- （1）災害の状況及び業務の内容
- （2）復旧業務にかかる応援を必要とする日時、期間及び場所
- （3）現地連絡責任者
- （4）その他必要な事項

2 前項の大規模災害時とは、震度6弱以上の地震、風水害その他の大規模な災害が発生した場合等において、和歌山県災害対策本部が設置されたときとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、甲から前条第1項の規定による要請があったときは、直ちに業務を実施する乙の会員（以下「実施会員」という。）を決定の上、業務の実施体制を組織し、次に掲げる事項を記載した機能復旧対策業務協力受諾書（別記第2号様式）により甲に回答するものとする。ただし、文書をもって提出することが困難な場合は、口頭で回答し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 実施会員名
- (2) 使用する車両の台数、車種、車両番号及び人員等
- (3) 日時、場所及び期間
- (4) その他必要な事項

2 実施会員は、速やかに現地連絡責任者と協議の上、業務を実施するものとする。  
(業務報告)

第5条 実施会員は、前条の規定に基づく業務が完了したときは、速やかに機能復旧対策業務実施報告書(別記第3号様式)に作業内容(着手前、作業中、完成後、使用した機材等)が判別できる写真及び資機材等使用明細書(別記第4号様式)を添付し、現地連絡責任者又はその補助者(以下「現地連絡責任者等」という。)に提出するものとする。ただし、文書をもって提出することが困難な場合は、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

2 現地連絡責任者等は、実施会員が業務を実施した場合、速やかに業務の内容を精査するものとする。  
(経費の負担)

第6条 甲の要請による業務のために乙が使用した資機材等に要する費用については、乙は、甲に請求することができるものとし、甲は、乙の当該請求のうち甲が認める費用を負担するものとする。

2 前項の甲が認める費用とは、材料費、労務費、光熱水費、機械経費、運搬費を積み上げたものとし、前条第1項に規定する報告書に基づき、甲が、災害発生前の甲の基準により積算した額とする。ただし、甲が要請した業務の範囲を超える部分及び甲が実施を確認できない部分を除くことができるものとする。  
(損害による必要経費の負担等)

第7条 甲の要請による業務の実施により甲又は乙に生じた損害の負担については、甲乙協議して定めるものとする。  
(第三者に及ぼした損害)

第8条 甲の要請により乙が実施する業務に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、乙の責めに帰すべき事由を除き、甲乙協議してその賠償に当たるものとする。  
(災害補償)

第9条 この協定に基づいて業務に従事した者が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。  
(実施会員等の責務)

第10条 実施会員は、業務に従事する者に、危険が伴う業務であることを十分認識させ、事故防止に細心の注意を払わなければならない。  
2 実施会員は、補償保険制度などの活用を図る等により、第7条から前条までに規定する損害その他の不測の事態に備えなければならない。  
(連絡責任者)

第11条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては県土整備部都市住宅局公共建築課長とし、乙においては役員のうち乙が指名した者とする。

(情報の交換)

第12条 甲及び乙は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう、相互に情報の交換を行うものとする。

2 乙は、諸活動中に覚知した被害情報等を積極的に甲に提供するものとする。

(協議)

第13条 この協定の円滑な実施のために必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保管する。

平成20年12月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山市雑賀屋町東ノ丁38番地ツジヤ商会ビル2階  
社団法人和歌山県営繕協会

会長 池内茂雄

## 大規模災害時における応急対策業務に関する協定書 に基づく確認書

この確認書は、和歌山県（以下「甲」という。）と社団法人和歌山県営繕協会が平成20年12月25日に締結した大規模災害時における応急対策業務に関する協定書（以下「協定書」という。）に基づく業務を迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

### 第1 甲の要請

甲の要請の事務は、各施設管理者の求めに基づき、公共建築課長が行うことを原則とする。

### 第2 乙の業務等

- (1) 乙は、協定書及びこの確認書の趣旨と各規定について会員に周知を図った上で、協定に賛同する会員の同意書（別紙様式1）の写しと同意した会員（以下「賛同会員」という。）の災害時応急対策業務協賛会員名簿（別紙様式2。以下「会員名簿」という。）及び（社）和歌山県営繕協会災害時対応連絡体制表（別紙様式3。以下「連絡体制表」という。）を甲に提出するものとする。
- (2) (1)の連絡体制表については、賛同会員の所在地や編成人員等の機動力等を勘案して班を編制し、それぞれの班の班長を定めた上で作成するものとする。
- (3) 乙は、賛同会員に変動が生じた場合には、速やかにその旨を、(1)に規定する文書等（同意書、会員名簿、連絡体制表とし、同意書については、既に同意書を提出している会員の同意書の写しを除く。）を添えて甲に通知するものとする。
- (4) 乙は、連絡体制表を、毎年8月末日までに甲に提出するものとする。
- (5) 乙は、協定書第4条第1項に規定する実施会員を決定する際は、賛同会員の中から選定するものとする。
- (6) 甲は、通信手段の途絶等のため、乙への協力の要請が困難な場合には、(2)に定める班長等に直接要請することができるものとする。
- (7) 班長等は、(6)の規定により、甲から直接要請を受けた場合には、協定書第4条第1項の規定に準じて、直ちに業務を実施する会員を決定の上、甲に回答するものとする。
- (8) 実施会員は、当日の作業後、業務の進捗状況等を現地連絡責任者等に報告するものとする。

### 第3 経費の負担

- (1) 甲は、協定書第5条第1項に規定する報告書等について、同条第2項の精査を行った後、必要に応じて実施会員の立ち会いを求め、検査を行うものとする。
- (2) (1)に定める検査の結果、適正と認めたとき（(3)に規定する場合を含む。）には、甲は、乙に大規模災害時における応急対策業務に関する協定書に基づく業務に要した額の確定について（別紙様式4。以下「額の確定通知」という。）及び大規模災害時における応急対策業務に関する協定書に基づく業務に要した額の確定内訳書（別

紙様式5。以下「内訳書」という。)を交付するものとする。

(3) 甲は、実施会員の行った業務について、実施した内容が甲の要請した業務の内容を超え、協定書第3条の趣旨に反すると認定した部分及び報告書により業務の内容が確認できない部分については、その部分を除いて額の確定を行うことができるものとする。

(4) 乙は、(2)に定める額の確定通知及び内訳書に基づき、機能復旧対策業務費用請求書(別紙様式6。以下「請求書」という。)を甲に提出するものとする。

(5) 甲は(4)に定める請求書の提出があったときは、請求書記載の額を乙に支払うものとする。

この確認を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保管する。

平成20年12月25日

和歌山県県土整備部都市住宅局公共建築課

課長 安川俊克

和歌山市雑賀屋町東ノ丁38番地ツジヤ商会ビル2階  
社団法人和歌山県営繕協会

会長 池内茂雄

## 大規模災害発生時における災害応急対策業務に関する協定書

和歌山県（以下「甲」という。）と社団法人和歌山県自動車整備振興会（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の大規模な災害が発生した場合（以下「大規模災害発生時」という。）における甲が要請し、乙が実施する災害応急対策業務に関し、次のとおり協定を締結する。

## （応援の要請）

第1条 大規模災害発生時において、災害応急対策業務（以下「業務」という。）のため、乙の所属会員が所有する機材及び労働力（以下「機材等」という。）が必要と認められるときは、甲は、乙に対して、放置車両移動作業等に係る応援要請書（別記第1号様式）により応援を要請するものとする。ただし、文書をもって要請することが困難な場合は、口頭で要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

## （要請する業務）

第2条 この協定により、甲が乙に要請する業務は、大規模災害発生時において、県管理道路における通行の障害となっている車両の移動作業とする。

## （協力の実施）

第3条 乙は、甲から第1条の規定による要請があったときは、直ちに業務を実施する乙の会員（以下「実施会員」という。）を決定の上、業務の実施体制等を組織し、放置車両移動作業等に係る応援受諾書（別記第2号様式）により甲に回答するものとする。ただし、文書をもって回答することが困難な場合は、口頭で回答し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

2 実施会員は、速やかに現地連絡責任者と協議の上、業務を実施するものとする。

3 乙は、甲から第1条の規定により機材等の応援要請があったときは、特別の理由がない限り、機材等を甲に提供し、応援するものとする。

## （業務の報告）

第4条 実施会員は、前条の規定に基づく業務が完了したときは、速やかに、放置車両移動作業等に係る実施報告書（別記第3号様式）を現地連絡責任者に提出するものとする。ただし、文書をもって提出することが困難な場合は、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

## （経費の負担）

第5条 甲の要請による業務のため乙が使用した機材等に要する費用は、乙が負担するものとする。

## （損害による必要経費の負担）

第6条 甲の要請による業務の実施により生じた損害の負担は、乙が負担するものとする。

## （災害補償）

第7条 この協定に基づいて業務に従事した者が、その業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。

## （災害発生時の情報の提供）

第8条 乙及び乙の会員は、諸活動中に入手した各種被害情報を積極的かつ速やかに甲に提供するとともに、必要に応じて技術的助言を行うものとする。



(連絡責任者)

第9条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては、和歌山県県土整備部道路局道路保全課長、乙においては社団法人和歌山県自動車整備振興会専務理事とする。

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成22年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲又は乙が相手方に対し別段の意思表示をしないときは、この協定は、期間満了の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以降もこれと同様とする。

(疑義等の決定)

第11条 この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成22年1月13日

甲 和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

乙 和歌山市湊1106  
社団法人和歌山県自動車整備振興会  
会 長 森 久 文

## 災害時における賃貸住宅の媒介に関する協定書

和歌山県（以下「甲」という。）と、社団法人和歌山県宅地建物取引業協会（以下「乙」という。）とは、大規模な災害による家屋の倒壊等により居住が困難となった被災者（以下「被災者」という。）への賃貸住宅の媒介に関し、次のとおり協定を締結する。

## （甲の要請）

第1条 甲は、災害時において必要があると認めるときは、乙に対し、被災者への賃貸住宅の媒介について協力を要請することができるものとする。

2 前項の規定による要請は、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合には口頭で要請を行い、後日、速やかに要請文書を乙に送付するものとする。

## （乙の業務）

第2条 乙は、甲から前条第1項の規定に基づく要請があったときは、乙の会員及び他府県の宅地建物取引業者（以下「会員等」という。）に対し、賃貸住宅の情報提供を要請するとともに、被災者への媒介を無報酬で行うよう協力を求めるものとする。

2 乙は、会員等の媒介事務が円滑に行われるよう必要な措置をとるものとする。

3 乙は、随時、会員等に対し、この協定についての理解と協力を求めるなど、災害時においてこの協定による業務が円滑に行われるよう努めるものとする。

## （資料の交換）

第3条 甲及び乙は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう、次の資料を交換するものとし、変更が生じた場合は、その都度、文書で報告するものとする。

（1）和歌山県地域防災計画

(2) この協定に賛同する乙の会員名簿  
(連絡責任者)

第4条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては県土整備部都市住宅局公共建築課長とし、乙においては専務理事とする。

(協定の期間)

第5条 この協定の期間は、締結の日から1年間とする。ただし、期間の満了する日の1か月前までに特段の意思表示が無い場合は、この協定は更新されたものとし、以降もこれと同様とする。

(その他)

第6条 この協定に定めのない事項で必要な事項は、甲乙協議して定める。

この協定の証として、この証書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成17年11月18日

甲 和歌山県知事 木村良樹

乙 和歌山市太田143-3  
社団法人和歌山県宅地建物取引業協会  
会長 一色武彦

76-02-07

県建築住宅課

災害時における賃貸住宅の媒介に関する協定書

和歌山県（以下「甲」という。）と、社団法人全日本不動産協会和歌山県本部長（以下「乙」という。）とは、大規模な災害による家屋の倒壊等により居住が困難となった被災者（以下「被災者」という。）への賃貸住宅の媒介に関し、次のとおり協定を締結する。

（甲の要請）

第1条 甲は、災害時において必要があると認めるときは、乙に対し、被災者への賃貸住宅の媒介について協力を要請することができるものとする。

2 前項の規定による要請は、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合には口頭で要請を行い、後日、速やかに要請文書を乙に送付するものとする。

（乙の業務）

第2条 乙は、甲から前条第1項の規定に基づく要請があったときは、乙の会員及び他府県の宅地建物取引業者（以下「会員等」という。）に対し、賃貸住宅の情報提供を要請するとともに、被災者への媒介を無報酬で行うよう協力を求めるものとする。

2 乙は、会員等の媒介事務が円滑に行われるよう必要な措置をとるものとする。

3 乙は、随時、会員等に対し、この協定についての理解と協力を求めるなど、災害時においてこの協定による業務が円滑に行われるよう努めるものとする。

（資料の交換）

第3条 甲及び乙は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう、次の資料を交換するものとし、変更が生じた場合は、その都度、文書で報告するものとする。

（1）和歌山県地域防災計画

(2) この協定に賛同する乙の会員名簿

(連絡責任者)

第4条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては県土整備部都市住宅局公共建築課長とし、乙においては副本部長のうち乙が指名した者とする。

(協定の期間)

第5条 この協定の期間は、締結の日から1年間とする。ただし、期間の満了する日の1か月前までに特段の意思表示が無い場合は、この協定は更新されたものとし、以降もこれと同様とする。

(その他)

第6条 この協定に定めのない事項で必要な事項は、甲乙協議して定める。

この協定の証として、この証書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成18年3月27日

甲 和歌山県知事 木村良樹

乙 和歌山市太田366番地の2  
社団法人全日本不動産協会和歌山県本部  
本部長 三原寛

## 災害時の応援に関する申し合わせ

国土交通省近畿地方整備局企画部長と、福井県土木部長、滋賀県土木交通部長、京都府土木建築部長、大阪府土木部長、兵庫県県土整備部長、奈良県土木部長及び和歌山県県土整備部長(以下、「各構成機関」という。)は、各構成機関が管理する公共施設等に災害が発生し又はその恐れがある場合(以下、「災害が発生した場合」という。)の応援をより円滑に行うため、次のとおり申し合わせを締結する。

### (目的)

第1条 この申し合わせは、災害が発生した場合、近畿地方整備局及び各構成機関が連携することにより初動時の情報の収集・伝達を迅速に実施し、円滑な応急復旧及び二次災害の防止を図ることを目的とする。

### (応援の内容)

第2条 応援の内容は、以下の業務とする。

- 一 被害情報の収集・伝達
- 二 災害応急復旧
- 三 二次災害の防止
- 四 その他必要と認められる事項

### (被害情報の収集・伝達)

第3条 災害が発生した場合は、相互に連絡し、情報の収集と伝達を行うものとする。

- 2 近畿地方整備局及び各構成機関は、予め連絡体制を共有しておくものとする。

### (応援の要請)

第4条 災害が発生した場合は、必要に応じ各構成機関は、近畿地方整備局企画部へ口頭または電話等により応援要請を行い、事後速やかに文書を提出するものとする。

- 2 近畿地方整備局企画部は、前項の要請を受け応援を行う場合は、当該構成機関に応援する旨を口頭または電話により伝え、事後速やかに文書対応を行うものとする。

(応援の実施)

第5条 近畿地方整備局は、第2条の応援にあたり各構成機関からの応援要請に対して、災害対策用資機材等及び人員配置の状況を勘案し、可能な応援を行うものとする。

2 近畿地方整備局が保有する災害対策用資機材は、別表「災害対策用資機材一覧表」によるものとする。

なお、変更が生じた場合は、年度当初に近畿地方整備局から報告を行う。

(要請によらない応援)

第6条 災害が発生した場合、その事態に照らし特に緊急を要し、第4条1項の要請をまついとまがないと認められるときは、近畿地方整備局は第2条1項の規定に関し独自の判断で応援できるものとする。

この場合、速やかに電話等により各構成機関に伝えるとともに、文書により応援内容を通知する。

(費用負担)

第7条 要請に基づく応援に要する費用は、原則として要請を行った各構成機関の負担とする。

(その他)

第8条 この申し合わせに定めのない事項に関しては、その都度協議するものとする。

平成17年 6月14日

国土交通省近畿地方整備局企画部長  
福井県土木部長  
滋賀県土木交通部長  
京都府土木建築部長  
大阪府土木部長  
兵庫県県土整備部長  
奈良県土木部長  
和歌山県県土整備部長

和歌山県（以下「甲」という。）と社団法人和歌山県建築士事務所協会（以下「乙」という。）とは、地震、風水害その他の大規模な災害（以下「大規模災害」という。）により、甲が所有する施設が損傷した場合における機能復旧対策業務（以下「業務」という。）に係る乙の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（業務の内容）

第1条 この協定に基づく業務の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 復旧及び改修等のための調査
- (2) 応急危険度判定
- (3) 被災度区分判定
- (4) 復旧及び改修等のための技術的助言

（対象施設）

第2条 この協定の対象となる施設は、和歌山県内において甲が所有する施設（以下「県有施設」という。）とする。

（協力の要請）

第3条 甲は、大規模災害時（震度6弱以上の地震、風水害その他の大規模な災害が発生した場合等において、和歌山県災害対策本部が設置されたときをいう。）において、乙の会員が所有する資機材及び技術者の協力が必要と認めるときは、乙に対して、業務協力要請書（別記第1号様式）により業務の協力を要請するものとする。ただし、業務協力要請書をもって要請することが困難な場合は、口頭で要請し、その後、速やかに業務協力要請書を提出するものとする。

2 甲は、業務内容に変更が生じたときは、乙に対して業務協力変更要請書（別記第2号様式）により業務内容の変更を要請するものとする。ただし、業務協力変更要請書をもって要請することが困難な場合は、口頭で要請し、その後、速やかに業務協力変更要請書を提出するものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、甲からの前条第1項の規定による要請があったときは、直ちに業務を実施する乙の会員（以下「実施会員」という。）を決定の上、業務の実施体制を組織し、業務協力受諾書（別記第3号様式）により甲に回答するものとする。ただし、業務協力受諾書をもって回答することが困難な場合は、口頭で回答し、その後、速やかに業務協力受諾書を提出するものとする。

2 実施会員は、速やかに現地連絡責任者と協議の上、業務を実施するものとする。

3 乙は、甲からの前条第3項の規定による変更要請があったときは、業務協力変更受諾書（別記第4号様式）により甲に回答するものとする。なお、業務協力変更受諾書をもって回答することが困難な場合は、口頭で回答し、その後、速やかに業務協力変更受諾書を提出するものとする。

（業務報告）

第5条 実施会員は、前条の規定に基づく業務が完了したときは、速やかに業務実施報告書（別記第5号様式）を甲に提出するものとする。ただし、業務実施報告書をもって提出することが困難な場合は、口頭で報告し、その後、速やかに業務実施報告書を提出するものとする。

（経費の負担）



第6条 甲の要請による業務のために乙が使用した資機材等に要する費用について、乙は、甲に請求することができるものとし、甲は、乙の請求のうち甲が認める費用を負担するものとする。

2 前項の甲が認める費用とは、使用した資機材の借り上げ費、検査、試験等に要した経費とする。ただし、甲が要請した業務の範囲を超える部分及び甲が実施を確認できない部分を除くことができるものとする。

(損害による必要経費の負担等)

第7条 甲の要請による業務の実施により甲又は乙に生じた損害に係る負担については、甲乙協議して定めるものとする。

(第三者に及ぼした損害)

第8条 甲の要請により乙が実施する業務に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、乙の責めに帰すべき事由がある場合を除き、甲乙協議してその賠償に当たるものとする。

(災害補償)

第9条 この協定に基づいて業務に従事した者が、本業務の実施に当たって負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。

(実施会員の責務)

第10条 実施会員は、業務に従事する者に、業務に危険が伴うことを十分認識させ、事故防止に細心の注意を払わなければならない。

2 実施会員は、補償保険制度などの活用を図る等により、第7条から前条までに規定する損害その他の不測の事態に備えなければならない。

(連絡責任者)

第11条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては県土整備部都市住宅局公共建築課長とし、乙においては事務局長とする。

(情報の交換)

第12条 甲及び乙は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう、相互の情報の交換を行うものとする。

2 乙は、諸活動中に覚知した被害情報等を積極的に甲に提供するものとする。

(協議)

第13条 この協定の円滑な実施のために必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成24年 2月20日

和歌山県知事 仁阪 吉伸

和歌山市卜半町38番地建築士会館3階  
社団法人和歌山県建築士事務所協会

会 長 岩橋 重文

## 災害発生時等における情報発信等に関する協定書

和歌山県（以下「甲」という。）とヤフー株式会社（以下「乙」という。）とは、災害発生時等における情報発信に関し、災害対策支援を充実させる観点から、次のとおり協定を締結する。

## （趣旨）

第1条 この協定は、和歌山県内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、県民に対して甲が提供する情報の発信を迅速化し、甲及び乙の防災対策に資するため、互いに協力して様々な取組を行うために必要な事項を定めるものとする。

## （取組）

第2条 この協定における取組内容は、次の各号のとおりとする。

- (1) 乙は、甲の運営するホームページについて、災害発生時等のアクセス負荷の軽減を目的にキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供する対策を講じる。
- (2) 甲は、防災・減災の対策として和歌山県内の避難先、避難所、ハザードマップ等の情報を入手したときは、必要に応じ乙に提供し、乙はこれらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、広く一般に周知できる対応を行う。
- (3) 甲は、県内市町村が発令する避難発令情報を受けたときは、乙に提供し、乙はこれらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、広く一般に周知できる対応を行う。
- (4) 甲は、災害発生時の和歌山県内の被害状況、ライフラインに関する情報及び避難所におけるボランティア受入れ情報並びに県民の安否情報等の災害対応情報を乙に提供し、乙はこれらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、広く一般に周知できる対応を行う。
- (5) 甲は、避難所等における必要救援物資等に関する情報を入手した時は、乙に提供し、乙はこれらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、広く一般に周知できる対応を行う。
- (6) 乙は、Yahoo!ブログ上の甲が運営するブログ（以下「災害ブログ」という。）にアクセスするwebリンクをヤフーサービス上に掲載するなどして、甲の災害対策に協力する。

2 前項各号の取組の具体的な内容及び方法については、災害の状況等を考慮し、協議により決定する。

3 第1項各号の事項が円滑に協議できるよう、互いの窓口となる連絡先及びその担当者名を相手に連絡し、これに変更があった場合は、速やかに相手方に連絡するものとする。

4 第1項各号に記載のない事項についても、両者で定期的な協議を行い、決定した取組を随時実施するものとする。

## （費用）

第3条 甲による災害ブログの利用並びに第2条に基づく甲及び乙両者の対応は、別段の合意がない限り無償でおこなわれるものとし、それぞれに係る旅費、通信費、その他一切の経費は甲乙各自が負担するものとする。

## （情報の周知）

第4条 乙は、甲から提供を受ける情報について、甲が特段の留保を付さない限り、この協定の目的を達成するため、乙が適切と判断する方法（提携先への提供及びヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む。）により、広く一般に周知することができる。ただし、乙はこの協定の目的以外のための二次利用をしてはならないものとする。

## （協定の公表）

第5条 この協定に関することを公表する場合において、甲及び乙は、その時期、方法及び内容について、甲乙双方で別途協議の上、決定するものとする。

## （有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、平成24年4月2日から平成25年3月31日までとする。

2 前項の有効期間の満了の日の1か月前までに、甲又は乙から書面による解除の意思表示がないときは、この協定の有効期間は更に1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。  
(疑義等の決定)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して解決を図るものとする。

この協定の証として、この証書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成24年4月2日

甲 和歌山県知事 仁坂吉伸

乙 東京都港区赤坂九丁目7番1号  
ヤフー株式会社  
代表取締役 井上雅博

## 災害時における調査等の相互協力に関する協定書

和歌山県（以下「甲」という。）と公益社団法人土木学会関西支部（以下「乙」という。）は、災害時における調査等の相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、地震・津波等の異常な自然現象や予期できない災害等により、甲の所管する公共土木施設等（工事中の施設を含む。以下「所管施設等」という。）が被災したとき、所管施設等の被災現象が複雑で、学術的な領域における専門性及び高度な知見が必要な場合の調査、判断、提言等（以下「調査等」という。）に関する相互協力の方法を定め、もって、被害拡大の防止、被害施設の早期復旧及び防災技術の向上に資することを目的とする。

## （調査等の実施範囲）

第2条 調査等の実施範囲は、甲の所管施設等における災害発生箇所等とする。

## （協力の内容）

第3条 甲は、前条の範囲において災害が発生し、学術的な領域における専門性及び高度な知見に基づく調査及び判断が必要と認めるときは、乙に協力要請できるものとする。

2 乙は、前項に定める要請があったときは、調査の実施の可否を甲に回答するとともに、調査の実施が可能なときは、速やかに調査団を結成して被災状況を調査し、甲へ直接報告するものとする。

3 乙は、前条の範囲において災害が発生し、自らが自律的に被災状況を調査する必要があると認めるときは、甲に被災状況の調査に関する協力を要請することができるものとする。

4 甲は、前項に定める要請があったときは、乙の実施する調査に対して可能な範囲で協力するものとする。

5 乙は、本条第3項に定める調査を実施したときは、その結果について書面により甲へ報告するものとする。

6 甲は、本条第2項及び第3項の結果を踏まえ、被災した所管施設等の復旧・復興への技術的提言を乙に求めることができるものとする。

7 乙は、前項に定める要求があったときは、学術的な専門性や高度な知見に基づき、提言を甲に行うものとする。

## （要請の手続き）

第4条 甲及び乙は、前条に定めるところにより協力を要請するときは、要請する旨の文書（以下「要請書」という。）を要請先に送付するものとする。

## （連絡体制）

第5条 第3条に係る事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲、乙それぞれの連絡体制を定め、相互に共有しておくものとする。

2 甲及び乙は、連絡体制に変更があった場合は、相手方に対して速やかに報告するものとする。

## （費用の負担）

第6条 第3条第1項に基づき乙が実施する調査等において、費用が伴う場合には、甲は乙に対してその費用を支払うものとする。

- 2 第3条第3項に基づき乙が実施する調査の費用は、乙の負担とする。
- 3 甲が負担する費用は、乙が実施した調査等の内容を踏まえ、甲乙協議して定めるものとする。

(成果の公表及び使用)

第7条 第3条に定める調査等の成果について、甲及び乙がその成果を公表もしくは使用する場合には、甲、乙が相互に確認したうえで行うものとする。

(実施範囲の特例)

第8条 甲が特に必要として第2条に定める範囲以外において調査等の実施を要請した場合は、乙は可能な限りこれに応じるものとする。

- 2 乙が特に必要として第2条に定める範囲以外において、第3条第3項に定める協力を甲に要請した場合は、甲は乙の実施する調査等に対して可能な範囲で協力するものとする。

(損害の負担)

第9条 調査等の実施に伴い甲及び乙の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合には、乙は、その事実の発生後速やかにその状況を書面により甲に報告するものとする。

- 2 前項の損害に対する処置については、甲と乙が協議して定めるものとする。

(有効期限)

第10条 この協定の期限は、協定を締結した日から平成28年3月31日までの期間とする。

- 2 前項に規定する期間満了の1箇月前までに、甲乙のいずれからも何ら申し出のないときは、引き続き同一条件をもってこの協定を期間の満了日より1年間継続するものとし、当該継続期間が満了したときも同様とする。
- 3 この協定締結後、甲乙いずれかの申し出により甲乙協議のうえ、この協定は廃止することができる。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項、またはこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保管する。

平成27年5月13日

甲 和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

乙 公益社団法人土木学会関西支部  
支部長 森 昌 文